



「戦争への道」許さず、秘密保護法廃止を！

宮澤弘幸追悼・顕彰 2.22のつどい



宮澤弘幸没後68年の命日である2月22日、新宿・常圓寺で開催したつどいには、95人が参加しました。冒頭、コロラド州・ボルダーから届いた秋間美江子さんのメッセージを紹介（5面に全文）しました。秋間さんは昨年のこの集会に参加し、以後5月の札幌での集会やマスコミ取材に応じて、秘密保護法廃止を訴えました。今年もこの集会参加を熱望されていましたが、88歳のご高齢のため断念されました。

つどいは最初に、清水雅彦・日体大教授が「秘密保護法が与える市民生活の影響—あくまでも廃止を求めて」と題して講演。国家秘密法制の経過と昨年12月施行された秘密保護法について問題点を詳細に指摘した上で、廃止に向けてあきらめずに声を上げ続けようと訴えました（2～4面に要旨掲載）。

NHK制作「北海道クローズアップ」（2014年6月28日）で放映された「スパイの妹、と呼ばれて～73年目の宮澤・レーン事件」のDVDを見た後、山本玉樹・「真相を広める会」代表が「心の会の碑」（仮称）建立問題について、山野井孝有・同が「戦争への道を許すな！」と題して特別報告しました（5面に要旨掲載）。

この日は、在京の北大OBのみなさんが多数参加しました。秋間美江子さんの夫である浩さんの実弟で、かつて北海道大学で教鞭をとり東京都立大学名誉教授の秋間実さんが参加してご挨拶（6面）。最後にアピール（6面）を全員の拍手で採択しました。

秘密保護法が与える市民生活の影響—あくまでも廃止を求めて

清水 雅彦（日本体育大学教授、憲法学）

国家秘密保護法制の展開と内容

戦前は軍機保護法（1937年）、国防保安法（1941年）の下で特高警察が国民を取り締まり、国民に必要な情報を伝えませんでした。そして先の戦争に突き進んで悲惨な結果に終わりました。その反省から憲法ができて、秘密保護法制は廃止され、特高警察も解体されました。しかし憲法がありながら日米安保条約を締結して日本は再軍備してきました。

1970年代、日米軍事一体化が進む中で、日本からアメリカの軍事情報が漏れては困るという発想から何らかの秘密法制が必要だという議論が出てきます。

1985年に議員立法で「スパイ防止法」が上程されましたが、強い反対の声を受けて、同年12月に廃案になりました。そこで中曽根首相は、政府提出法案で制定したいと考え、反対したマスコミに納得してもらうために1986年以降修正をしていくのですが、この修正案は、国会に提出することもできませんでした。

1980年代の国家秘密法案制定に向けての動きの背景としては、推進派の統一教会などが中心になって「スパイ防止法制定国民会議」を結成するなど全国的な運動を展開しました。スパイ防止法制定促進決議を上げた全国の都道府県市町村議会は、約3000あった議会の過半数の1733議会です。推進派はこれだけスパイ防止法を作ろうと時間をかけて全国的な展開を続けてきたのに国家秘密法案を制定できなかったのは、それを上回る運動ができたからです。

1980年代になぜあれだけ強い反対運動が起きたのかと言えば、スパイ以外のマスコミも市民も取り締まられてしまい、最高刑が死刑だという法律は許されないこと、さらに80年代は戦争体験者が多かったので、戦争体験者を中心に、国家秘密法は戦前の軍機保護法と国防保安法の再来だと強い反対運動が盛り上がったのです。その後1985年の案を修正していきますが、それでもマスコミと市民の反対の声が強く、制定を拒むことが出来たのです。それで特に困ったこともなかったのです。

しかしその後、湾岸戦争（1991年）、新ガイドライン（1997年）、周辺事態法（1999年）、アフガン戦争（2001年）、イラク戦争（2003年）等を通じて日米防衛関係強化が進みました。その過程の2001年の9.11事件のどさくさに紛れて、自衛隊法の中に防衛秘密規定を盛り込みました。これが部分的に国家秘密法案を実現するものになるわけです。



国家秘密法制の種類と内容

国家秘密法がなくても既存の法律で秘密を守る仕組みはあります。しかしそれだけではダメだと国家秘密法案を準備していくわけです。1980年代の法案は何と表現したらよいか。推進派は「スパイ防止法案」と言いましたが、これはスパイだけを取り締まるものではないからそう呼ぶべきではありません。一方反対派の中でも社会党やマスコミは「国家秘密法案」、共産党などは「国家機密法案」と言いましたが、法律の名称は、「国家秘密に係る」という名称で、条文でも国家秘密としています。当時、防衛庁が持っている秘密は、機密・極秘・秘の三種類があって、4万強の機密だけでなく、130万点もある秘も対象になる可能性がありました。従って法律の構造から考えると、「国家秘密法案」と表現すべきと考えています。表現は厳密にすべきです。

2001年、自衛隊法の改正によって、防衛機密の規定が入ってきます。「自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」など10項目を防衛秘密としています。抽象的ですので、何でも秘密にすることができ、これを漏らすと最高で5年以下の懲役にする罰則が規定されています。しかし軍事サイドはこれでも不十分と考え、2007年には「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（GSOMIA）を結び、秘密軍事情報の同意のない第三国への譲渡禁止、アメリカと同等の秘密軍事情報の保護措置、秘密軍事情報取扱資格の実施などを決めました。今回の秘密保護法で導入された適性評価制度は秘密軍事情報取扱資格を

具体化したものです。

今回の秘密保護法制定経過

当初は「秘密保全法」と言っていました。この構想が出てきた経緯は、尖閣沖で中国漁船が海上保安庁の船にぶつかった映像が漏れた事件です。これを口実に、民主党政権の下で、「政府における秘密保全に関する検討委員会」（2010年12月）が設置されます。その委員は、秘密法制を欲しがっている省庁の担当者です。この委員会の下に5人の学者からなる有識者会議を設置して、2011年に6回開きましたが、実際にはこの委員だけで議論したのではなく、会議には委員・事務局（内閣情報調査室）以外に、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁、防衛省、法務省も出席して資料を集め、報告書作成の準備をしています。事務局の内閣情報調査室は警察の影響を強く受けた組織です。

2011年8月に出た報告書の内容は、例えば秘密の範囲は、①国の安全（防衛省関係）②外交（外務省関係）③公共の安全及び秩序の維持（警察庁関係）とあります。80年代の国家秘密法案は、防衛庁と外務省が欲しがったのですが、今回は警察が欲しがったことが分かります。さらに人的管理として適性評価制度を導入し、罰則には新たに共謀行為も加えるべきだと提案しています。

名古屋のNPO法人情報公開市民センターが2012年に内閣情報調査室に開示請求をしたところ「国民の間に未成熟な情報に基づく混乱を不当に生じさせるおそれがあり……」との理由で、国民に知らせて議論させることを拒否するためにほとんどを不開示にしています。一部を開示した「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）」では、骨子すら全部墨塗りしているのです。内閣情報調査室と協議先の省庁との協議回数を見ますと、最も多いのが警察庁で外務省、防衛省と続きます。これを見ても警察庁、外務省、防衛省が秘密保護法を欲しがっていたことがわかります。

法律案の概要が明らかになったのは、2013年9月3日で9月17日までパブリックコメントを募集します。わずか2週間しかなかったのに、全国から約9万の意見が集まり、うち8割が反対でした。これについて自民党の秘密保護問題責任者の町村信孝は「これはきつと組織的な応募があったに違いない」と言ったのです。反対が8割もあったら、政府は謙虚な姿勢を示すべきです。その後政府は与党、それにみんなの党・維新の会などの意見を聞いて内容を少しずつ修正しました。

政府最終案（10月25日閣議決定）を見ると、指定基準について「有識者などが指定や解除の統一基準を作る」とありますが、有識者が直接、指定や解除をするわけではありません。また、知る権利等については「国民の知る権利の保障に資する報道または取材の自由に十分に配慮しなければならない」とありますが、

配慮さえすれば規制してもよいことになってしまいますので、こういう文言を入れても不十分です。

その後与党とみんなの党・維新の会で進めた修正案はもっと悪くなっていて、秘密の期間は実質原則60年に拡大し、さらに延長も可能となっています。今秘密指定した人が60年後生きていて、検証できるでしょうか。アメリカは原則25年経ったら公開するとなっています。日本の期間は異常に長いのです。

2013年に反対運動は盛り上がったのですが、安倍政権は12月6日に成立させ、2014年になると「情報保全諮問会議」を立ち上げて基準作りを始めました。このメンバー7人のうち明確に反対しているのは1人だけ。そしてこの諮問会議のトップはナベツネです。テレビドラマ「運命の人」を見て、ナベツネを見直したのですが、やはりナベツネはダメだと思いました。この会議が運用基準を作っていきます。

チェック機関整えずに施行を強行

2013年末の国会でさまざまなチェック機関構想が出され、一応は具体化されました。国会には「情報監視審査会」が設置されましたが、ここに出されるのは概要などを記した管理簿に過ぎませんし、審査会が改善勧告を出しても強制力がありません。委員8人は、各会派の議席数に応じて配分しますので与党が有利です。もっと酷いことは、秘密保護法は2014年12月10日に施行されたのに、審査会は設置されていませんでした。総選挙があったからですが、そうであれば施行を延ばせばいいのです。審査会が立ち上がらないまま施行するという酷いことをやったのです。

運用基準に基づいて行政機関の中のチェック機関として設けた「内閣保全監視委員会」は、今年1月23日に初会合を開きましたが、中心は事務次官です。次官は出身官庁に戻っていきますから、きちんとチェックできるかは疑問です。「独立公文書管理監」「情報保全監察室」ですが「管理監」は昨年12月に元検察官が任命され、「監査室」は審議官級の官僚で構成されますから、大臣が指定した項目にきちんとと言えるのかどうか疑問です。そもそもこれらの機関は政府の下に設置されていますから、独立した純粹の第三者機関ではありませんし、行政機関に対する資料提出要求や是正要求に強制力がありません。これら行政機関内のチェック機関は十分機能しません。秘密保護法は欠陥だらけです。

こうした中で2014年12月10日に施行されました。2014年末で10の行政機関が382件指定しています。項目が少ないように見えますが、この一つの項目に膨大な数が入っていますので、その一点々々を数えていくと、40万件以上が秘密指定されたと考えられます。「適性評価」については、これから1年かけて準備・実施していくとしています。

施行された以上、今後の課題は、施行はされましたが、これを市民やジャーナリストたちに適用させない取組みから廃止させる取組みが大事になってきます。

秘密保護法—背景・意図・問題点

政府はなぜ秘密保護法を作ったのかについてです。今後日本がアメリカと一体となって戦争していくことになるのであれば、アメリカの軍事情報が日本から漏れては困るという意味で、より強固な保護法制を軍事サイドから求めるという背景があります。

同時に今回の秘密保護法が 80 年代と違うのは、警察が関与していることです。つまり「軍事と治安の融合化」(軍隊の警察化と警察の軍隊化)が進んでいます。軍隊の警察化とは、犯罪であるテロ対策に軍隊が関わること。警察の軍隊化とは、8 都道府県警察に S A T という特殊部隊、47 都道府県警察に銃器対策部隊があります。これらの部隊は自衛隊と一部装備を共通化し、2000 年代に入ってから北海道を最初にした治安出動共同訓練をやっています。こうした融合化現象をマスコミはほとんど報道しないので、国民は知ることができません。警察は警備・公安部門が率先して乗っかっています。

問題点も数多くあります。警察情報以外に TPP 交渉情報や SPEEDI 情報なども隠ぺいされる可能性があり、対象は民間人に拡大され、罰則も強化されます。さらに国民の表現・取材・報道の自由と知る権利(憲法 21 条)、プライバシー権(同 13 条)、明確性の原則(同 31 条)、公開裁判を受ける権利(同 37 条)等々が侵害される可能性があります。

自民党がゴールと考える明文改憲

自民党改憲案では、平和主義を否定して 9 条を変えて国防軍を設置し、国防軍が集団的自衛権を行使しようとしています。さらに人権規定を大きく変えようとしています。日本国憲法の 12 条、13 条には「公共の福祉」が明記されています。これは、人権と人権が衝突した場合の調整原理です。

この問題は分かりにくいので、具体例で説明します。野放しの表現の自由はありません。例えばプライバシーを侵害する表現があればそれは規制されます。表現の自由と名誉権・プライバシー権を秤にかけて、後者が重ければ表現の自由は規制されます。喫煙の自由も野放しではありません。タバコは人によっては害悪・暴力です。タバコが嫌だという人がいる場では、吸ってはいけないということです。つまり人権と人権がぶつかった場合、一方を規制することが「公共の福祉」という考え方です。

ところが自民党の改憲案では、「国民の知る権利」より「国家の安全」の方が大事だという発想で、「公益及び公の秩序」に変えようとしています。そういう発想

の下で秘密保護法を作ったのです。

自民党が改憲しようとしても、現に日本国憲法があるわけですから、秘密保護法はさらに批判していかなければなりません。

国際基準からみた秘密保護法制

軍隊を持つ国には秘密法制が必要でしょうが、憲法 9 条で軍隊の保有を禁止した日本が、アメリカより酷い秘密保護法制を設けるのは許されないのです。

国家に一定の秘密法制が存在することは、やむを得ないと思いますが、その際、どういう秘密法制を作るべきなのかについては、世界 70 カ国 500 人以上の人権活動家が 14 回の会議を経て制定した「ツワネ原則」があります。ここでは「国民の公的機関へのアクセス権保障」「無期限の秘密の禁止」「内部告発者の保護」などが明記されています。

国連の自由権規約委員会は、2014 年 7 月、日本の秘密保護法について、「秘密指定の対象となる情報が曖昧・広汎、指定要件が抽象的、ジャーナリストや人権活動家の活動に対し萎縮効果をもたらしかねない重い刑罰規定に憂慮する」との勧告を出しています。

秘密保護法は、国際的にみても大きな問題を含んでいるのです。

あきらめずに秘密保護法廃止を

今回、なぜ秘密保護法が制定されてしまったのでしょうか。安倍政権の強引さもありますが、1980 年代と比べると反対運動が遅すぎました。何と云ってもマスコミが乱れてしまいました。読売・産経が賛成派に変わってしまいました。新聞労連が新聞協会に反対するよう申し入れても拒む状況です。

しかしあきらめてはいけません。政治は国会内の力関係だけで決まるものではありません。1986 年に中曽根政権は衆参同日選挙で勝利しましたが、国家秘密法を制定することはできませんでした。靖国神社公式参拝も 1986 年以降できませんでした。

秘密保護法は施行されましたが、反対の声を上げ続ければ、市民やジャーナリストへの弾圧は簡単にはできません。かつて破壊活動防止法が制定されましたが、強力な反対運動があったため、これをほとんど使うことが出来ていません。

2014 年総選挙で自公与党は多数を確保しましたが、安倍政権のあまりの酷さに異議の声が盛り上がっています。労働運動でも連合と全労連が一致点で共同する動きが出てきました。私は大学の内外で「安倍政権打倒」と言い続けています。

みなさん、いろいろな人々と手を結んで、声を上げ続けて行きましょう(拍手)。

(この記録は、清水教授の講演と資料をもとに事務局がまとめたものです。文責は事務局にあります)

秋間美江子さんからのメッセージ

山野井さんはじめここにお集まりの皆様。本日のこの集會にご出席、誠にありがとうございます。

第一にはせ参じなければいけないはずの私・秋間美江子が欠席することおゆるし下さい。

本当にみなさまのおかげで、私はじめこの地に眠る宮澤家のみんながどんなにか浄（うかばれ）、喜んでいることか、まずお礼申し上げます。

国民ひとりひとりが大切に守らなければならない（憲法）九条が今、崩されそうな時代がくるのではないかと、私は悲しく、じたばたしています。そうしていても本当に私独りの力ではどうにもならないのです。

私の大好きな国日本。私は日本人です。国を愛し、同ほうの一人一人を愛しています。もうもう戦争はいや、一人一人のいざこざもきらい。どうぞみんな本当に平和な毎日がおくられるように、この国を作ってください。

悲しいという字が有るとおり、誰にでも悲しみはあるでしょう。小さい頃、私の親は明治時代の人間でしたから、よく言われました。私が泣くと、涙は親が死

んだ時だけなきなさい。やたらと泣くものではないと。でもあれ（兄がこうそくされて）からは、私たちは泣き乍らその日その日をおくりました。

私は、むごい死に方をした兄のため、もう体のなかには、涙が残っていない程に。日本人が日本人にいたみつけれ死におとし入れられるなんて。

ホームレスではなく、まるで国を持たなかったようなこんな家族を造らないでください。

ホームレスさん、どういうわけでああなたがホームレスになったのか、それぞれ理由はあるのですが、やっぱり誰かのだれかの愛、みんなのおかげで命が有るのです。雨の日もあり、風の日もあり。でも昨日のつづきの今日があり、明日の日につづきます。

どうかみなさん、感謝のもてる毎日がすごせるように、頑張ってください。チリもつもれば山となる。本当にどんなに小さい行動も大切なのです。

今私はほほえみをなくしたあの時代を取りもどすべく毎日努力しています。

みなさま、ありがとう。

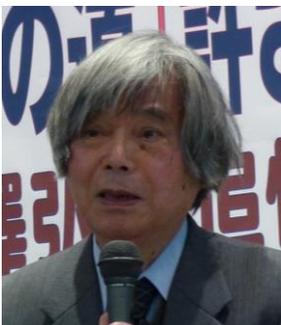
ボウルダー コロラド在

2.22 2015

秋間美江子

「心の会の碑」(仮称) 建立について

山本 玉樹 「真相を広める会」代表



1876年、札幌農学校発足時に就任したクラーク先生は「紳士たれ！ 真理に倚って立つ自主独立の自修心の涵養を」と教えています。この精神が新渡戸稲造、内村鑑三、そして南原繁、矢内原忠雄へと受け継がれてきました。

戦前、日中戦争が泥沼化し、太平洋戦争へと国民を駆り立てた1939年、ドイツ語のヘルマン・ヘッカー、英語のハロルド・レーン、ポーリン・レーン夫妻、フランス語の太黒マチルドら外国人教員と学生たちは「ソシエテ・デュ・クール（心の会）」をつくって、知性と人間性を高める交流を積み重ねていました。

この北大に脈々と流れる精神を身につけて生き抜いたのが宮澤弘幸です。

北大の精神を受け継いだ「心の会」と、弾圧に屈しなかった宮澤弘幸らを顕彰するために、二人の元北大総長らが呼びかけ人になって、「心の会の碑」(仮称) 建立運動を進めています。この運動は同時に、戦争への道へ国民を引きずり込む安倍政権の暴走に反対する意思表示でもあります。みなさまのご支援、ご協力をお願い致します。ありがとうございました。

「戦争への道」を許すな！

山野井孝有 「真相を広める会」代表



昨日、山本代表と一緒に「心の会」のただ一人の生存者である松本照男さんにお会いしました。お元気で当時のことを話してくださいました。もうひとつ、今年のこの集會に参加した秋間美江子さんは記者会見で「私は

5回もガンの手術をしましたが、ガンより怖いのはこの国の政治です」と語り、5月20日に帰国する際、成田空港でNHKのインタビューに対して「戦争について天皇陛下が謝っていないのだから、北大が私にゴメンナサイっていうわけではないよね」と言いました。

戦争体験を語る人々が年々少なくなっています。菅原文太さんは沖縄知事選で応援しました。宝田明さんは、NHKアナウンサーが制止したにも関わらず戦争を語りました。戦争を知っている人間はこれからも語り続けていかなければならないと思います。

今、安倍政権をどんなに批判しても逮捕されることはありません。こうして集まる自由があります。二度とあの辛い戦争へ巻き込まれないために、戦争への道を許さないために、私に残された時間は、戦争を語り続けていきたいと決意しています。

秋間 実さんご挨拶（東京都立大学名誉教授、秋間美江子さん義弟）

私は北大に15年いました。山本玉樹さんとは50年ぶりに感激の再会をし、他のOBのみなさんとも再会しました。みなさん方が美江子さんの無念を晴らすために
お力添えをしてくださっていることに大変感謝しております。

私も及ばずながら非核の政府を守る会・神奈川などで仕事をしておりますが、
これからも安倍ファシズムを倒すべくみなさまと一緒に、会員としても尽くしたい
と思います。頑張りましょう。



「戦争への道」を許さず、秘密保護法廃止を！

安倍政権の暴走を阻止するために全力をあげよう！

宮澤弘幸 追悼・顕彰 2.22のつどいアピール

「戦後70」年。この歳月が積み重ねてきた日本社会の軌跡70年」を、これまでの節目以上に関心を持って、日本人の営為とは何であったのか。歴史はある日突然始まったわけではない。われわれはこの「戦後注目しなければならない。何故なら安倍政権は、これを機に日本社会が進むべき方向を、憲法9条を真っ向から否定し、戦争へ戦争へと国民を駆り立てる道へと大きく捻じ曲げようとしているからである。

軍機保護法で検挙され、戦後事実上獄死した北大生・宮澤弘幸が眠る新宿・常圓寺に結集した一同は、「戦後70年」だけでなく、それに先立つ74年前の太平洋戦争開始当日の12月8日、さらには国民が戦争へと駆り立てられた昭和の時代に引き起こされた事実を見つめ直す中から、「『戦争への道』を許さず、秘密保護法廃止！」の運動をさらに発展させることを訴える。

「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」は、2013年1月29日に、札幌で結成して以降、冤罪を糺し、宮澤弘幸の名誉回復と秘密保全法阻止を目的に、全国の仲間たちと闘ってきた。その結果、自大学の学生らが弾圧された事件を無視し続けてきた北海道大学は、宮澤弘幸ら弾圧は冤罪であったこと、「宮澤賞」創設とともに宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」を風化させることなく継承していくことは明言したが、宮澤弘幸（遺族）に対する謝罪と責任明確化は為していない。そして「心の会の碑」（仮称）建立要求に対しては理由も示さず拒否を続けている。

一方、2014師走総選挙で、自公与党は多数を占めた。この安倍政権は、「憲法99条（憲法尊重擁護の義務）」を公然と無視して憲法改悪を企てている。憲法を順守すべき政府代表が、先頭にたつて憲法を否定する無法は真っ先に糾弾されなければならない。それだ

けではない。安倍内閣閣僚中8割近くが日本会議国會議員懇談会に所属している。日本会議とは何か。高橋哲哉・東大大学院教授は、「自主憲法制定、首相の靖国神社公式参拝、『自虐史観』の克服、教育『正常化』、在日外国人への地方参政権付与反対、男女共同参画反対、夫婦別姓反対など、まるで日本における右翼的スローガンの百貨店だ」（「世界1月号」）と警鐘を鳴らしている。

この安倍政権に対して、いかに対峙していくか。民意を反映しない小選挙区制による多数確保であるが、世論調査によっても支持が不支持を上回っている現実をいかに変えていくか、が問われている。

秘密保護法は2013年12月6日、自公与党によって強行可決された。阻止はできなかったが、成立の瞬間から、廃止を目指す運動が全国各地・各分野で続々と組織されている。同時に沖縄では辺野古の米軍基地建設に反対する闘いが力強く展開されている。名護市長選、沖縄県知事選、衆議院選挙沖縄小選挙区では、辺野古米軍基地反対を掲げて闘った候補者が全て当選している。そして「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を広める運動は、安倍政権暴走の危険性を暴露するために貢献している。

こうした運動を発展させる先に展望が開ける。軍機保護法弾圧に身を挺して闘い抜いた宮澤弘幸が眠るここ常圓寺から、「戦争への道」を許すな！ 秘密保護法廃止を！の声を高く上げ、運動を発展させていくことを誓い合おう。

2015年2月22日

「戦争への道」を許さず、秘密保護法廃止を！
宮澤弘幸 追悼・顕彰 2.22のつどい
参加者一同

「心の会の碑」(仮称) 建立 賛同呼びかけ継続

2月23日の幹事会では、総括報告(8面参照)のほか、建碑活動が主要議題となりました。議論では、即時「期成会」を立ち上げるべきだという意見と、時期尚早とする意見が拮抗、現状認識での違いが浮上しましたが、最終的には、「心の会の碑」(仮称) 建立は「真相を広める会」として達成する課題であることを全員で確認した上で、「遅くとも11月末までに期成会を立ち上げる」ことで一致。立ち上げに向け賛同者を拡大する運動を強めるなど、当面の方針を決めました。あわせて、暴走する安倍政権の「戦争への道」を阻止するため、本会が会則で掲げた活動を継続・発展させることも確認しました。

「心の会の碑」(仮称) 建立運動

2013年12月の札幌集会で提起し、「真相を広める会」として決めた「心の会の碑」(仮称) 建立方針を受けて、2014年5月、二人の元北大総長はじめ6人の呼びかけ人が建立への協力呼びかけを発表しました。以来今日まで、北大OB、元現教職員はじめ賛同を表明した方々は、約500人となっています。

こうした力強い賛同・協力を得て、2014年5月7日にもたれた北大との交渉の席上、正式に建碑のための敷地提供を要請しました。しかしながら北大は、現在にいたるも理由を明示することなく敷地提供を拒んでいます。以上の経過を踏まえて、幹事会は期成会立ち上げを柱に以下の方針を決定しました。

①北海道大学に対して、敷地提供について話し合うことを要請する。②建碑に対する賛同者を4月中旬までに1000人を目標に募る。③建碑の意義を広く訴える宣伝と学習会等を組織する。

まだご賛同をいただいていない会員のみなさま、ご協力をお願いすると同時に、友人等にご賛同を呼び掛

けていただきたいと思います。

ご賛同のご連絡先は以下の通りです。

◇はがき この「会報」1面記載の事務局まで。

◇FAX 03-3264-2906

◇メール chyda-kr@f8.dion.ne.jp



「ソシエテ・デュ・クール(心の会)」発足記念写真。ドロ沼日中戦争下かつ太平洋戦争前夜であっても、外国人教員と北大生たちは国際色豊かに交流を続けた
=1939(昭和14)年6月8日、太黒マチルド夫人宅

2015年3月5日

国立大学法人北海道大学
総長 山口 佳三 様

北大生・宮澤弘幸「スパイ・冤罪事件」の真相を広める会
代表 山野井孝有、山本 玉樹

「心の会の碑」(仮称) 建立に関する再々申入書

2014年12月11日付文書にて、「心の会の碑」(仮称) 建立問題につきまして、これまでの貴大学の対応を踏まえて、「応じられない理由」の説明を伺いたく、日時設定を要請いたしました。しかしながら、今日に至るも何のご連絡もありません。

そこで、再度、「碑を建てる敷地提供がだめなのか」、「話し合いの機会をもつことがだめなのか」、「両方がだめなのか」等に対して、直接お会いして、伺いたく、ご多忙とは存じますが、日時を設定していただきたく申し入れます。

さらに、昨年5月の交渉の席上、秋間美江子さんと本会が同意いたしました「宮澤賞」について、その後、どのように具体化されているかについて、参考までにお伺いしたいと存じます。

真理に倚って立つ自主独立の自修心を育むことを目指す貴大学の良識あるご回答を、年度内(3月末日まで)に頂きたく、心からお待ちしております。

以上

山本代表「心の会の碑」の意義訴える

北大OB懇親会に30余人

常圓寺でのつどいにつづき、参加した北大OBによる懇親会が午後5時から会場を新宿ニューシティホテルに移して、もたれた＝写真右。

懇親会には、戦後まもなくの1946年に北大入学し、イールズ闘争で中心的役割を果たした大先輩の梁田政方さんから、1968年入学で後に足立区長をつとめた吉田万三さんに至る戦後の北大の学生運動を担い、いまでも平和と民主主義のために各分野で活躍している各世代の30余人が集った。

集いでは、会代表の山本玉樹さん（53年理学部卒）が、宮澤先輩の「心の会の碑」を北大構内に建立するためにOBの協力を強く訴えた。山本さんは、新渡戸稲造夫妻が自費で貧しき子どものために学費無料の遠友夜学校をつくったこと、そこに若き北大生が無報酬で教えに立ち、宮澤さんもその一人だった、そこにはクラーク以来の札幌農学校に流れるヒューマンな教育



思想があったこと、それが戦時下の北大においても、反ナチのドイツ語教師ヘルマン・ヘッカー、英語のレーン夫妻、フランス語の太黒マチルドらによる「心の会」に引き継がれていたこと、宮澤・レーン事件はまさに、この流れを圧殺することにあつたことを強調。自身の作詞である恵迪寮歌「手をとって新しき国を」の一節「倒れたる友の姿を忘れまじ我らが胸に」を引用し、「戦争ノー」と訴えた。

会には、宮澤さんの妹、秋間美江子さんの夫の弟である元北大教授で哲学を教えた秋間実さんも参加、参加者全員が一言発言で交流を深め、最後に「都ぞ弥生」をうたい宮澤先輩を偲んだ。（村瀬喜之）

「真相を広める会」活動の中間総括

宮澤弘幸追悼・顕彰集会が本会発足3回目にあたるのを機に、本会のこれまでの全活動を自己検証する中間総括をとりまとめ、2月23日の幹事会に報告しました。本会の活動は、その都度検証しながら「会報」などで報告しておりますが、状況が変転する中で今後の運動の規範ともなる総括が必要と考え、昨年12月7日の札幌集会以来、全幹事によるメール等を活用しての意見交換を経て事務局長のもとで集約しました。

報告は、全活動を記録した「活動実績」を含め、相当な分量になりますので、別途公表の機会を検討することになりますが、中間報告の柱は以下の通りです。本会の会則に掲げる「目的」に即して成果と課題を率直果敢に提示し、本会をめぐる現実を踏まえた展望を明らかにしたものとなっております。

- 1、活動実績と成果＝①冤罪事件を糾す活動②冤罪被害者の名誉回復を求める活動③秘密法制阻止の活動④三大目的に次ぐ活動（イ「心の会の碑」（仮称）建立運動、ロ北星学園大学「マケルナ会」活動支援、ハ宮澤・レーン有罪判決に対する再審請求）
- 2、未達成と課題＝①冤罪事件を糾す活動②名誉回復を求める活動③秘密法制阻止の活動
- 3、運動の体力と展望

<事務局から>

◆中間総括を概括すると「スパイの家族」として苦悩してきた秋間美江子さんが北大に謝罪を求めて、1980

年代に続いて再び立ち上がったこと、その秋間さんと30年にわたって親交を深めてきた山野井孝有代表、北海道で今は亡き上田誠吉弁護士と一緒に地道に調査研究を続けてきた山本玉樹代表の3氏が運動の中核になり、それに共感・賛同した多くの会員の結集が運動を前進させてきたことを確認することができます。同時に本会発足直前に再登場した安倍政権の秘密保護法制定意図に対して、その危険性を具体的に暴露する役割を果たすことができました。戦争を体験し80歳を超えた3氏を先頭にした活動は、間違いなく安倍暴走政権と対峙していると思います。歳を重ねても「負けてたまるか」の気迫です。

◆2014年9月5日付で花伝社から「真相を広める会」編で出版した『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』は、「真相を広める会」扱いで450冊販売しました。花伝社でもほぼ同数を販売したとのこと。「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を知り、秘密保護法廃止への決意を固めるために、一人でも多くの方に購読して欲しいと思います。事務局では、送料・税込み2300円で扱っています。

◆北大OBと元現教職員のみなさんの関心・注目が高まっていることは力強いことです。2.22つどい後の在京北大OB懇親会も村瀬さんの報告にあるように盛大だったとのこと。「真理に倚って立つ自主独立の自修心」が脈々と受け継がれているのだと思います。暴走する安倍政権に対峙して「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を広め、秘密保護法を廃止させる運動をさらに継続・発展させたいと思います。（福島 清）